○農林水産省令第四十六号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第四十九条第一項及び第六十一条第一項の規定に基づき、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月三十一日　農林水産大臣　山本　有二

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する省令の一部を改正する省令

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する省令（平成十四年農林水産省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（特例年金給付、特例一時金又は特例退職共済一時金等の請求手続） **第四条**　（略） 2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一～四　（略） 五　特例老齢農林一時金に係る請求書にあっては、次に掲げるいずれかの書類 イ　厚生労働省その他の公的年金制度の管掌機関の確認を受けた年金加入期間確認通知書 ロ　厚生年金保険法による老齢厚生年金の年金証書の写し、厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第八十二条第一項の規定による老齢厚生年金の裁定に係る通知に関する文書の写し及び国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第六十五条第一項の規定による老齢基礎年金の裁定に係る通知に関する文書の写し 3・4　（略）	（特例年金給付、特例一時金又は特例退職共済一時金等の請求手続） **第四条**　（略） 2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一～四　（略） 五　特例老齢農林一時金に係る請求書にあっては、厚生労働省その他の公的年金制度の管掌機関の確認を受けた年金加入期間確認通知書又は厚生年金保険法による老齢厚生年金の年金証書の写し 3・4　（略）

（特例老齢農林年金の決定の請求）

第三十二条　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　次に掲げるいずれかの書類

イ　厚生労働省その他の公的年金制度の管掌機関の確認を受けた年金加入期間確認通知書

ロ　厚生年金保険法による老齢厚生年金の年金証書の写し、厚生年金保険法施行規則第八十二条第一項の規定による老齢厚生年金の裁定に係る通知に関する文書の写し及び国民年金法施行規則第六十五条第一項の規定による老齢基礎年金の裁定に係る通知に関する文書の写し

（特例障害農林年金の受給権者の障害の程度が増進したことが明らかである場合）

第三十五条の二　特例年金政令第二十二条において準用する厚生年金保険法第五十二条第三項の農林水産省令で定める場合であって、障害の程度が障害等級の二級に該当する者に係るものは、特例障害農林年金の受給権を取得した日又は同条第一項の規定による存続組合の診査を受けた日のいずれか遅い日以後、厚生年金保険法施行規則第四十七条の二の二第一項各号に掲げるいずれかの状態に至った場合（同項第五号に掲げる状態については、当該状態に係る障害の範囲が拡大した場合を含む。次項において同じ。）とする。

2　（略）

（特例老齢農林年金の決定の請求）

第三十二条　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　厚生労働省その他の公的年金制度の管掌機関の確認を受けた年金加入期間確認通知書又は厚生年金保険法による老齢厚生年金の年金証書の写し

（特例障害農林年金の受給権者の障害の程度が増進したことが明らかである場合）

第三十五条の二　特例年金政令第二十二条において準用する厚生年金保険法第五十二条第三項の農林水産省令で定める場合であって、障害の程度が障害等級の二級に該当する者に係るものは、特例障害農林年金の受給権を取得した日又は同条第一項の規定による存続組合の診査を受けた日のいずれか遅い日以後、厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第四十七条の二の二第一項各号に掲げるいずれかの状態に至った場合（同項第五号に掲げる状態については、当該状態に係る障害の範囲が拡大した場合を含む。次項において同じ。）とする。

2　（略）

附　則

この省令は、平成二十九年八月一日から施行する。

○農林水産省令第四十七号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第四条第一項の規定に基づき、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月三十一日　農林水産大臣　山本　有二